

計議第 3 3 3 号議案及び計議第 3 3 4 号議案

参考資料 1

計議第 3 3 3 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
公園の変更（京都市決定）  
（2・2・117号 松賀茂公園）

計議第 3 3 4 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
公園の変更（京都市決定）  
（3・3・150号 深草西浦南公園）

|   |      |               |             |
|---|------|---------------|-------------|
| 目 | P. 1 | 計議第 3 3 3 号議案 | 理由説明書、新旧対照表 |
| 次 | P. 3 | 計議第 3 3 4 号議案 | 理由説明書、新旧対照表 |

## 理由説明書（松賀茂児童公園）

松賀茂児童公園は、昭和３１年に都市計画決定され、昭和３６年にその一部を整備し街区公園として開園しているが、残る計画区域については本市が土地を所有しているものの未整備である。

本公園は、その開園部分に加え、周辺に配置された代替となる「みどり」も考慮すれば、都市計画として公園に求める機能が充足している状況であるが、平成２５年度に市全域を対象とした長期未整備の都市計画公園のあり方を検討した際には、本公園の未整備の計画区域は市有地であったことから実現性が高いと評価し、都市計画を存続することとしていた。

しかしながら、市域で開園済みの約９５０箇所の都市公園については、その多くで公園施設の老朽化が進行していることに加え、公園に対する市民のニーズが多様化してきていることから、近年は地域の実情に沿った再整備を重点的に進めることとしている。

また、「都市の持続」や「都市の経営」の根幹となる財政構造の抜本的な改革を着実に実行するため、令和３年８月に策定した「京都市行財政改革計画」において、本市所有の未利用地については、「全ての世代が暮らしやすい魅力や活力あるまちづくり」に資する観点に立ち、住宅の誘致や産業用地の創出・企業誘致などを戦略的に推進することとしている。

このような状況から、持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に早期に転換を図るため、本公園の未整備の計画区域を廃止するものである。

[新旧対照表]

[新]

| 種別   | 名称      |       | 位置                                    | 面積       | 備考 |
|------|---------|-------|---------------------------------------|----------|----|
|      | 番号      | 公園名   |                                       |          |    |
| 街区公園 | 2・2・117 | 松賀茂公園 | 京都市左京区<br>松ヶ崎芝本町、<br>京都市左京区<br>松ヶ崎呼返町 | 約 0.20ha |    |

[旧]

| 種別 | 名称  |         | 位置                                    | 面積         | 備考 |
|----|-----|---------|---------------------------------------|------------|----|
|    | 番号  | 公園名     |                                       |            |    |
|    | 117 | 松賀茂児童公園 | 京都市左京区<br>松ヶ崎芝本町、<br>京都市左京区<br>松ヶ崎呼返町 | 約 0.538 ha |    |

## 理由説明書（深草西浦南公園）

深草西浦南公園は、昭和41年に都市計画決定され、同年にそのほとんどを整備し近隣公園として開園しているが、残る計画区域については本市が土地を所有しているものの未整備である。

本公園は、その開園部分に加え、周辺に配置された代替となる「みどり」も考慮すれば、都市計画として公園に求める機能が充足している状況であるが、平成25年度に市全域を対象とした長期未整備の都市計画公園のあり方を検討した際には、本公園の未整備の計画区域は市有地であったことから実現性が高いと評価し、都市計画を存続することとしていた。

しかしながら、市域で開園済みの約950箇所の都市公園については、その多くで公園施設の老朽化が進行していることに加え、公園に対する市民のニーズが多様化してきていることから、近年は地域の実情に沿った再整備を重点的に進めることとしている。

また、「都市の持続」や「都市の経営」の根幹となる財政構造の抜本的な改革を着実に実行するため、令和3年8月に策定した「京都市行財政改革計画」において、本市所有の未利用地については、「全ての世代が暮らしやすい魅力や活力あるまちづくり」に資する観点に立ち、住宅の誘致や産業用地の創出・企業誘致などを戦略的に推進することとしている。

このような状況から、持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に早期に転換を図るため、本公園の未整備の計画区域を廃止するものである。

[新旧対照表]

[新]

| 種別   | 名称      |         | 位置               | 面積       | 備考 |
|------|---------|---------|------------------|----------|----|
|      | 番号      | 公園名     |                  |          |    |
| 近隣公園 | 3・3・150 | 深草西浦南公園 | 京都市伏見区<br>深草五反田町 | 約 1.5 ha |    |

[旧]

| 種別   | 名称      |         | 位置                                    | 面積       | 備考 |
|------|---------|---------|---------------------------------------|----------|----|
|      | 番号      | 公園名     |                                       |          |    |
| 近隣公園 | 3・3・150 | 深草西浦南公園 | 京都市伏見区<br>深草五反田町、<br>京都市伏見区<br>竹田中川原町 | 約 1.6 ha |    |